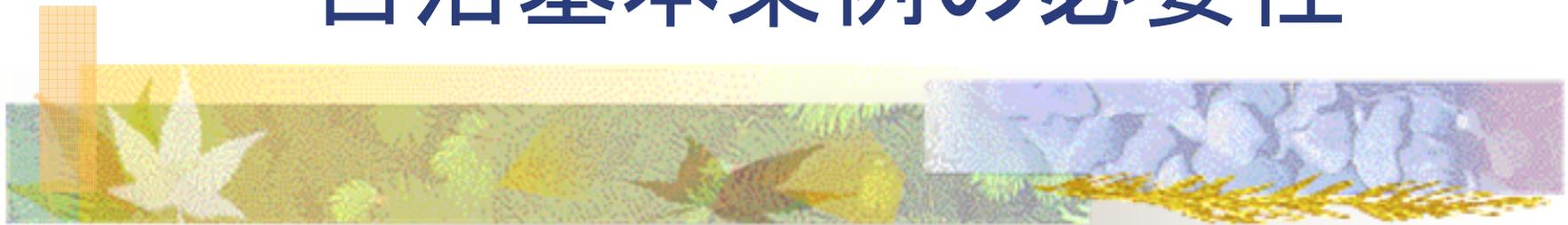


住民主体のまちづくり と 自治基本条例の必要性



NPO法人 泉京・垂井
神田 浩史



世界銀行に見る開発政策の変遷

- 1980年代前半まで、政府主導の経済開発が大半
- 大規模開発による環境破壊、人権侵害などへの批判
- 1980年代後半より、環境、社会、ジェンダーなどへの配慮を制度化
- 同時に、地域住民の参加、政策レベルにおける市民・NGOの参加を制度化
- 1990年代より、住民参加から住民主体へと進展



EU統合の原理＝補完性の原則

- なるべく身近なところで課題解決を図る
- まずは、個人で
- 次いで、家族で
- それでも無理な場合は、コミュニティ(地縁・血縁コミュニティ、志縁・知縁コミュニティ=NPO)で
- 大きな課題については、自治体
- どうしても無理なことについては国家が



日本国内でのまちづくりを巡る議論

- 経済成長指向の限界・・・行き過ぎた開発、画一化、環境・景観などへの影響など
- 住民ニーズの多様化
- 財源の制約、少子高齢化
- 地域主権化＝補完性の原則への流れ
- 効果的なまちづくり・・・持続可能な地域社会に向けて



自治基本条例とは？

- 団体自治、住民自治の規定
- 自治の理念などの追認
- 住民自治、まちづくりのルールづくり
- 行政の権能の明確化、など
- 全国で233条例施行(2012年4月1日現在)
- 岐阜県では4例(多治見市・市政基本条例、岐阜市・住民自治基本条例、輪之内町・まちづくり基本条例、垂井町・まちづくり基本条例)

地図検索
MAP Search

岐阜県の地域から探す

地図を表示したい市町村名を
クリックしてください。
別画面が開き該当市町村の役場を
中心に地図が表示されます。

垂井町



相川流域としての垂井町





垂井の歴史・文化・環境特性

- 西国から東国へかけての交通の要所
- 1300年におよぶ“まち”の歴史
- 中山道と美濃路が交差する物流の拠点
- 東海圏・北陸圏・近畿圏の文化の交錯地帯
- 多くの歴史名所
- 魅力あふれる神社仏閣
- 泉、ガマ、井戸、マンボ、井堰など水の名所
- 桜、蛍、川遊び、紅葉、雪景色、残雪



垂井町まちづくり基本条例制定 への歩み＜前史＞

- 2004年 大型合併を問う住民意向調査の結果、反対が賛成の2倍に、単独町政を選択
- 2006年3月 町行財政改革大綱で条例制定を明示
- 2006年7月 住民有志による「垂井町まちづくり基本条例案」が町長に提案
- 2008年3月 「垂井町第5次総合計画」にて条例制定を明示

垂井町まちづくり基本条例制定への歩み1

■ 2008年6月 (仮称)垂井町自治基本条例 策定委員会発足(女性6名、男性13名)

- ・公募7名(女性2名、男性5名)
- ・地区推薦7名(女性3名、男性4名)
- ・有識者5名(女性1名、男性4名)

大学教授1名、元町議1名、元町職員2名、
副町長

委員長は大学教授、副委員長は神田に決定

垂井町まちづくり基本条例制定への歩み2

1年半の間に

- ・策定委員会(全回公開、議事録とも) 13回
- ・講演会(西寺雅也元多治見市長) 1回
- ・アンケート実施 1回
- ・自主学習会 19回
- ・議会との意見交換会 2回
- ・町職員との意見交換会 1回
- ・その他会合 13回
- ・住民との意見交換会

地区単位10回、24団体とのべ600名あまり参加

垂井町まちづくり基本条例制定への歩み3

- 策定委員会で担ったこと
 - ・アンケート作成
 - ・講演会準備、寸劇、講演録の作成
 - ・議会、町職員、住民との意見交換会
 - ・条例条項選定と条例案加筆
 - ・条例前文起草
 - ・条例案の策定



垂井町まちづくり基本条例制定への歩み4

- 2009年12月 策定委員会、「垂井町まちづくり基本条例案」を町長に提出
- 2010年2月 公聴会、パブリックコメント実施
- 2010年3月 垂井町議会で「垂井町まちづくり基本条例」可決（全会一致）
- 2011年4月 条例施行



垂井町まちづくり基本条例の特徴

- 自主自律の協働のまちづくり
- 地域特性の尊重
- 住民がまちづくりの主権者
- 3つの基本理念
情報共有、住民参加、協働のまちづくり
- 協働のまちづくり推進の施策
まちづくりセンター、協議会、審議会
- 住民投票の結果の尊重
- 町の自治の最高規範



条例制定後の動き

- 条例は出発点
- まちづくりセンター（公設公営）の発足
- まちづくり審議会の発足
- まちづくりフェスタの開催
- まちづくりフェスタ実行委員会（36団体）
- 多文化共生のまちづくり協議会立ち上げ
- 地区別まちづくり協議会立ち上げ準備



これからの課題と可能性

- 住民と行政、議会との共依存関係からの脱却
- 自主、自律した実践活動の展開
- 地縁コミュニティの尊重と志縁・知縁コミュニティ=NPOとの共存、協働
- 「新しい公共」の構築に向けて
- 条例をうまく活かせるかは住民次第